伊丹市上下水道局水道工事課内検査事務取扱要領

（制定）令和７年３月 18 日
伊 水 水 第 791 号

（目的）

第１条　この要領は、伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が発注する主に管路主体の請負工事（緊急を要する修繕工事を除く。以下、「工事」という。）における課内検査（以下、「検査」という。）の取扱について必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準及び手続きの適正化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領に関する用語の定義は、伊丹市上下水道局工事監督要領及び伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領に定めるもののほか、次の各号に示す通りとする。

（１）「水道工事」とは、水道事業及び工業用水道事業における配水管等布設工事をいう。

（２）「課内検査」とは、工事の途中において、工事担当課内で行う検査をいう。伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領に定める随時検査として扱うものとする。

（検査の体制）

第３条　工事の検査は、検査員が行うものとする。

２　この要領に基づく検査員は、原則、総括監督員とする。

３　やむを得ず総括監督員による検査を行えない場合は、総括監督員は、他の管理職又は所属課内の他グループ長に検査の依頼をすることができる。

（検査の時期）

第４条　検査の時期は、伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領に基づく完成検査より先行して行うものとし、布設した配水管等の洗管後から舗装の本復旧までの間とする。ただし、特段の支障がない限り、配水管等の洗管後から概ね 14 日以内に検査を行うよう努めるものとする。

（検査の手続き）

第５条　主任監督員は、布設した配水管等の洗管後、直ちに検査の時期等を伊丹市上下水道局工事監督要領に基づく工事打合簿により施工業者と協議して、その結果を検査員に通知しなければならない。

（検査の方法）

第６条　検査は、契約書、仕様書、設計図書及びその他の関係書類に基づいて行わなければ

ならない。

（検査の内容）

第７条　検査は、布設した配水管及び付属施設等の出来高を対象として行うものとして、設計図書等に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて、また、動作確認により付属設備の開度等について、各種の記録及び設計図書等を対比して、水道工事課内検査基準に基づき適否の判断を行う。

２　検査員は、検査結果から弁栓類検査表を作成し、検査後、伊丹市上下水道局工事監督要領に基づく工事打合簿により施工業者に検査内容を通知しなければならない。

（検査の立会）

第８条　検査は、主任監督員及び施工業者が立会いのもとに行う。ただし、検査員が施工業者又は主任監督員の立会いを必要しないと認めたときは、この限りでない。

（手直し）

第９条　検査員は、工事の検査により手直しを必要とする部分があると認められる場合は、工事の検査完了後、直ちに工事の検査に立ち会った主任監督員に対し、期限を定めて当該工事の手直しを施工業者に命じるよう指示するものとする。

２　手直し内容が軽易なもの、又は直ちに手直し措置が講じられると認められる場合は、検査時に手直しすることにより合格とする。

３　施工が不完全な場合等、前項に定める手直し事項を超える手直しが必要であると認められる場合は、弁栓類検査表に手直し指示事項を記載する。

４　手直し指示を受けた工事の検査については、手直しの完了をもって検査の合格とし、施工業者は、手直し完了後、完了報告書として伊丹市上下水道局工事監督要領に基づく工事打合簿を提出しなければならない。

（検査結果の報告等）

第 10 条　主任監督員及び施工業者は、検査の合格後、伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領に基づく完成検査を受けることができる。

２　完成検査時には、前項までに定める検査内容を記した書類を添付する等、検査結果を完成検査時の検査員に報告する。

（その他）

第 11 条　この要領の実施に関して、要領に定めのないもの又は新たに疑義が生じた場合は、その都度局が定める。

附　則（令和 7 年 3 月 18 日付伊水水第 791 号）
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。